を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

3　第百七十四条の三十一の四第二項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百七十四条の四十九の十一の二第一項」と読み替えるものとする。

（地方税法施行令の一部改正）

第八条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の十二中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に改める。

第三十七条中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第四十九条の十四中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に改める。

第五十条及び第五十六条の二十六第一項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第一項中「、施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正）

第十条　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

五　老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第一の四の項

二　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

三　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第一項第一号

四　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

五　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号

六　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

七　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十五条第一項第五号（消費税法施行令の一部改正）

第十二条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項第二号中「第八条第十五項から第二十項まで」を「第八条第十六項から第二十一項まで」に改める。

第十四条の三第五号中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第十三条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村事務受託法人」の下に「及び指定都道府県事務受託法人」を加え、「第十一条の六」を「第十一条の十一」に、「第十一条の七」を「第十一条の十二」に、「第三十五条の八」を「第三十五条の九」に、「第三十五条の九・第三十五条の十」を「第三十五条の十・第三十五条の十一」に改め、「第五十一条の二」の下に「・第五十一条の三」を加える。

第一条中「第百十五条の四十七」を「第百十五条の四十八」に改める。

「第二節　指定市町村事務受託法人の指定」を「第二節　指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定」に改める。

第十一条の二第一項中「受託事務」を「市町村事務」に、「この節において「事務所」を「「市町村事務受託事務所」」に改め、同条第二項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中「及び第十一条の五第九号」を「、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号」に改め、同号ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第五号中「第十一条の五第一項」の下に「又は第十一条の十」を加え、同項第六号中「による事業」を「による市町村事務」に、「当該事業」を「当該市町村事務」に改め、同項第七号中「受託事務」を「市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）」に改め、同項第八号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第十一条の五第一項」の下に「又は第十一条の十」を加え、同号ニ中「による事業」を「による市町村事務」に、「当該事業」を「当該市町村事務」に改める。

第十一条の三の見出しを「（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）」に改め、同条第一項中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第十一条の四の見出しを「（指定市町村事務受託法人による報告）」に改め、同条中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第十一条の五の見出しを「（指定市町村事務受託法人の指定の取消し等）」に改め、同条第一項第三号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号中「受けたとき」の下に「（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）」を加え、同項第八号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、「したとき」の下に「（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）」を加え、同項第九号中「受託事務」を「市町村事務若しくは都道府県事務」に改め、同条第二項中「受託事務」を「市町村事務」に、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第十一条の六の見出しを「（指定市町村事務受託法人の指定等の公示）」に改め、同条第二号中「事業」を「市町村事務」に改める。